

令和5年度家族再統合支援事業(児童虐待からの家族回復支援にかかる
グループプログラム) 業務委託仕様書

1 事業目的

児童虐待を行った保護者が当プログラムに参加することを通じて、自分自身と子どもの存在の大切さへの気づきを深め、虐待をしない子どもへのかかわりを獲得することを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和6年3月31日

3 事業対象

大阪府子ども家庭センター、大阪市こども相談センター(以下「大阪府子ども家庭センター等」という。)のケース等で、虐待をしている保護者もしくは虐待により親子分離されている保護者のうち当事業における援助効果が期待できる者とする。

4 事業内容

- (1) 大阪府子ども家庭センター等のケース等で当事業における援助効果が期待できる虐待をしている保護者もしくは虐待により親子分離されている保護者で、大阪府子ども家庭センター等が指定する参加者16名程度に対し、児童虐待からの家族回復を目的としたグループワークを実施する。また必要に応じ個別面接も実施する。
- (2) グループワークは、計15回程度実施する。その中間および終了後1回以上の振り返りを実施する。
- (3) 保育が必要な子どもに対しては、保育士または一時保育の経験がある者による保育を行う。保育する子どもの年齢及び人数等を考慮し、安全性に配慮して保育者を確保すること。保育に必要な玩具・備品については受注者が準備すること。受注者は、保育士または保育経験がある者について、氏名、資格の有無、経験年数、業務分担などを記載した名簿をプログラム実施前に大阪府中央子ども家庭センター業務担当者及び大阪府中央こども相談センター業務担当者(以下「業務担当者」という。)に提出すること。
- (4) 大阪府子ども家庭センター等職員を対象に、プログラムについての説明会等を計2回実施すること。
- (5) 保護者には、事前にプログラムの説明と面接を個別に実施すること。
- (6) プログラム実施中の保護者との連絡は密にとり、保護者の健康面に留意すること。
- (7) 大阪府子ども家庭センター等担当者との連絡調整を密に行うこと。
- (8) プログラム実施にかかる会場確保、設営を行うこと
- (9) 保護者向けプログラム開催の案内を必要部数作成すること。

- (10) プログラム開始時・中間時・終了時には大阪府子ども家庭センター等との協議を行うこと。

5 費用負担について

(1) 参加者の負担について

ア プログラム受講料は無料とする。ただし、教材については実費を徴収することができるが、事前に発注者と受注者とで協議すること。

イ 会場までの交通費

(2) 受注者の負担について

プログラムの実施にかかる備品、会場使用料（備品の保管料含む）、運搬費については、本委託料に含めるものとする。

6 配置する職員について

(1) 受注者は事業を担当する職員（以下、担当職員）を配置すること。担当職員は本事業を実施する能力を有し、実務経験のある者とする。

(2) 受注者は担当職員について、職員名簿、業務分担表及び緊急体制について明記したものをプログラム実施前に発注者に提出し、了承を得るものとする。

(3) 担当職員は、職務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、事業終了後も同様とする。

(4) 担当職員を変更したときは、更新した名簿を速やかに発注者に提出すること。

(5) 担当職員は、保安、防災に関する設備や器材の設置場所及びその使用方法を熟知しておくこと。また事故等が生じたときは、参加者の安全確保に努め、臨機応変に対応を行うこと。

7 業務状況の報告について

受注者は、プログラムの終了後直ちに報告書を作成し、大阪府子ども家庭センター等に提出する。また、発注者から求めがあった場合は、業務状況について随時報告すること。

8 契約条件等に関する事項

(1) 事業実施計画は、受注者・発注者で協議のうえ決定する。

(2) 仕様書に記載されていない事項については、受注者・発注者で協議のうえ決定する。

(3) 担当職員は、発注者との業務連絡を密にすること。

(4) 受注者は担当職員、設備等に事故が生じたときは、臨機の対応をしなければならない。

(5) 本事業は高度な個人情報を取り扱うため、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、個人情報保護の措置を講じること。また、受注者は事業実施の各段階において、個人情報の取り扱い手順を特

記事項（別紙2参照）に基づいて具体的に取り決め、契約前に書面にして提出すること。

(6) 受注者は、担当職員に対し個人情報保護や人権問題をはじめとする基本的人権について、適切な研修を行うこと。

(7) 受注者は、労働基準法等の関係法令を遵守すること。

9 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が大阪府及び大阪市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪府・大阪市が定めた「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程」「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱」及び「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

I 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託事業による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 委託事業において個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 前項の作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、委託事業による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。委託事業が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 受注者は、発注者の承諾を得て業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本委託事業に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、委託事業による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべ

き措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

（取得の制限）

第9 受注者は、委託事業による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、委託事業による事務に関して知り得た個人情報を委託事業の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、委託事業による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12 受注者は、委託事業による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、委託事業完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査）

第14 発注者は、受注者が委託事業による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

第15 受注者は、委託事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（委託事業の解除）

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、委託事業による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

II 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により事務局が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、事務局に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が「大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「府暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
ア 大阪府入札参加停止要綱又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者又は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
イ 府暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。

大阪府暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 再委託における暴力団等の排除について

(1) 受注者は、次のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

ア 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

エ 受注者が次のいずれかに該当するとき。

① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

② 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

③ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。

④ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者又は下請負人が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、受任者又は下請負人のすべての者に提出させなければならない。

(3) 受注者は、受任者又は下請負人の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(4) 受注者は、受任者又は下請負人それぞれから府暴力団排除措置規則第8条に規定する誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。

(5) 発注者は、受注者が入札参加除外者、誓約書違反者又は第23条第2項第12号に掲げるアからエのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人とし、又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第10条第2号に規定する者と契約を締結していると認められる場合は、受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

2 妨害または不当要求に対する報告義務

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

(2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に報告するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

(3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

(4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

大阪市暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

大阪市「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 大阪市こども青少年局（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）および受注者の職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市こども青少年局企画部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市こども青少年局企画部総務課及び大阪府中央子ども家庭センター）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(職員からの契約者に対する不当要求)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（こども青少年局企画部総務課）に報告しなければならない。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

(大阪市こども青少年局企画部総務課：06-6208-8150)